

Title	財政学全書(Handbuch der Finanzwissenschaft)の新版について
Sub Title	New edition of "Handbuch der Finanzwissenschaft."
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.2 (1954. 2) ,p.174(66)- 181(73)
JaLC DOI	10.14991/001.19540201-0066
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540201-0066">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540201-0066</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評

財政學全書 (Handbuch der Finanzwissenschaft) の新版について

高木 寿一

一、財政學全書第二版の構成

一九四〇年代の後期(第二次大戦後)のドイツに於て、財政學一般に關するの代表的著作は、次の二書である。

Wilhelm Gerloff, Die Öffentliche Finanzwirtschaft Band I. Allgemeiner Teil, zweite neubearbeitete Auflage (1948)—Band II Praktischer Teil, 1950.

Alfred Aronn, Grundsätze der Finanzwissenschaft (そのほか「Weddigen, Allgemeine Finanzwissenschaft (1949) がある。)

しかし、ドイツの學者を中心として、英・米・佛・伊・ソ連・ポーランド・その他の國の學者が參加してゐる最大の著作は、一九五〇年から分冊で刊行されてゐる「ケルロン・ハイマルト」編輯の「財政學全書」第二版である。Handbuch der Finanzwissenschaft, Zweite, Völlig neubearbeitete Auflage in Verbindung mit Zahlreichen Fachleuten des In- und

Auslandes, herausgegeben von Wilhelm Gerloff und Fritz Neumark (1950—)

この「財政學全書」の第一版は、ケルロン・ハイマルト(Fritz Meisel)の編輯で、三十六分冊で刊行が續けられ、一九二九年に完結した。そのま再びケルロン・ハイマルトの編輯で全く新しい第二版の刊行が續けられ、既に第十一分冊まで發表されてゐる(一九五三年十一月末現在)

第一卷の第一部は「財政學の本質及び任務、財政學の地位」と他の諸科學に對する關係」である。Erster (Allgemeiner) Teil, 1947. 財政學の基礎理論に關する諸論である。

1. Gerloff (Frankfurt a. M.), Grundlegung der Finanzwissenschaft
2. Heribert Sulzhan (Heidelberg) Finanzwissenschaft und Soziologie.
3. Ernst Blumenstein (Bern) Die Rechtsordnung der öffentlichen Finanzwirtschaft.
4. Wilhelm Bickel (Zürich) Finanzwissenschaft und Statistik.
5. Giuseppe Ugo Papi (Rom) Die Beziehungen zwischen Finanzwissenschaft und Wirtschaftswissenschaft.
6. Eugen Grossmann (Vevey), Finanzen und Währung.

第二卷は財政學の歴史に關する諸論である。

1. Gerloff, Ursprung und Anfänge öffentlicher Finanzwirtschaft.
2. Laun (Marburg), Geschichte der öffentlichen Finanzwirtschaft im Albertum und Frühmittelalter.
3. Th. Mayer (Konstanz), Geschichte der Finanzwirtschaft vom Mittelalter bis zum Ende des 18. Jahrhunderts.
4. Fritz Trehalle (München), Geschichte der deutschen öffentlichen Finanzwirtschaft vom Beginn des 19. Jahrhunderts bis zum Schlusse des Zweiten Weltkrieges.
5. U. K. Hicks (Oxford), Die öffentliche Finanzwirtschaft Grossbritanniens 1799—1949.
6. Harold M. Groves (Madison), Geschichte der öffentlichen Finanzwirtschaft in den Vereinigten Staaten.
7. Max Cluseau (Toulouse), Geschichte der französischen Finanzwirtschaft von 18. Jahrhundert bis zur Gegenwart

財政學全書の新版について

六六 (一七四)

第三卷は財政學の歴史に關する諸論である。

1. Anton Tautscher (Graz), Gesichte der deutschen Finanzwissenschaft bis zum Ausgang des 18. Jahrhunderts.
  2. Erwin von Beckerath (Bonn), Die neuer Geschichte der deutschen Finanzwissenschaft (Seit 1800).
  3. F. K. Mann (Washington), Geschichte der angelsächsischen Finanzwissenschaft.
  4. Max Cluseau, Die Geschichte der Finanzwissenschaft in Frankreich.
  5. Emanuele Morselli (Rom), Geschichte der italienische Finanzwissenschaft.
  6. Carsten Welinder (Lund), Geschichte der Skandinavischen Finanzwissenschaft.
- 第四卷は「總論」に關する諸論である。
1. Gerhard Colm (Washington), Haushaltplanung, Staatsbudget, Finanzplan und Nationalbudget.
  2. Jan Tinbergen (Amsterdam) und G. Stuvvel (Paris), Das Nationalbudget.
  3. Fritz Neumark (Frankfurt a. M.), Theorie und Praxis der Budgetgestaltung.

4. Neumarck, Grundsätze und Arten der Haushaltführung und Finanzbedarfsdeckung.
  5. Heinig (Stockholm), Haushaltskontrolle.
- 第二卷は、經費論と收入論に關する諸篇であるが、既に刊行された第十一分冊まででは經費論を以て終つて、未だ收入論—租稅論の部分に入っていない。この第二卷は一九五四年秋に完了したと豫定であるところ。續いて第三卷は「第十九世紀初期から現代に到る主要諸國の國家豫算と財政制度」—第四卷は「國際財政問題」であるところ。經費論に就ては次の諸篇がある。
1. Maurice Masoin (Brüssel), Die öffentlichen Ausgaben.
  2. Jean Louis Servais (Brüssel), Die Besoldung in der öffentlichen Finanzwirtschaft.
  3. Armin Spitaler (Köln), Das Besoldungswesen in Deutschland und in einigen anderen Ländern.
  4. J. M. Laboritz (Washington), Die Besoldungspolitik der Vereinigten Staaten.
  5. Kurt Henig (Stockholm), Der öffentliche Sachaufwand.
- 「財政學全書」第二版の既刊の十一分冊は、第一卷の部分が(第一—第九分冊)六九三頁、第二卷の既行の分は(第十一—十一分冊)一六〇頁である。そこに収録されているすべての諸

篇をここに紹介することは出来ないが、私が特に興味を持つのは、第一卷第一部ではゲルロフとズルタンの論文である。財政學全書の第一版に於けるゲルロフの基礎理論が第二版に於ては修正されているか又は修正されていないかの問題、ズルタンの一九三二年の「國家收入論」に於ける財政社會學の諸觀念が一九五〇年にはいかに展開されているかの問題である。

また第一卷第二部ではテルハレ、ヒツクス、グロープスによつて獨・英・米の一九三〇—五〇年の財政史の概観が與えられていることに私は特に興味を持つてゐる。第三部では、特にカール・マンによる一九四〇年代の英米財政學說の概観と若干の批判が興味ある論文になつてゐる。第四部では特に興味を持つのはホルムの豫算論であるが、その後「Income Stabilization for developing a Free Society, edited by Millikan (1953)」に収録されたホルムの Fiscal Policy and Federal Budget という論文によつて、ホルムの財政政策論及び豫算論を知ることが出来る。

財政學全書第一版に於ては、經費論は Karl Englis の論文が収録されて居るだけであつたが、第二版に於ては第十分冊及び第十一分冊に於て、Maison, Stervais, Spitaler, Laboritz, Heinig の論文が収録されている。財政學に於て經費論研究の重要性の認識が強くなつてゐる結果を反映するものと解することも出来る。

これらの諸篇のうち、ここにカール・マンの現代英米財政學

に對する批判を紹介する。

## 二 カール・マンの現代英米財政學批判

英國及び米國に擴がつてゐる財政學の考え方の新しい基本形態は、Fiscal Theory という名稱を持つてゐるが——この Fiscal Theory という語は文字通りに「ドイツ語に」譯し難くまた誤解され易い——また或る場合には理論的側面よりも政策的側面が強調されねばならぬので、Fiscal Policy という名稱でも同じ缺點に苦しむことになる。「Public Finance」の領域に於ける諸手段措置を特徴づけるために、過去に於ても「Fiscal」という語が屢々用いられてゐるが、いまはその語に別の意味内容が與えられてゐる。Fiscal Theory と Fiscal Policy とは合言葉のような意味になつてゐる。それらは二重の意味を持つてゐる。——財政學の考え方の新しい出發點と新しい目標とである。このことは明かに財政形態學に對するその立場に適應してゐる。財政制度・租稅制度の記述はいまは等閑に附せられるか、或は補助部門と見做されて、それらの問題は舊型の財政學専門家にその廣い活動分野として引渡してしまふことを惜しまない。しかし、古典派財政學及び財政自由主義に對する Fiscal Theory の立場となると根本的に複雑なものがある。

この關係を明かにするに先立つて、次のことを記して置く——この新しい傾向を代表する米國の學者は、その Fiscal

財政學全書の新版について

Theory をルーズヴェルトのニュー・ディール時代の産物だと稱するか、或は一九三六年刊行のケインズ「雇用・利子・貨幣の一般理論」からの成果であると呼稱するか、いづれにしても、彼等の立場と業績との獨創性を恐らく自から過大評價してゐるということである。(註1)

疑もなく、この二の思想の複合體と Fiscal Policy との間に密接な關係がある。しかし、このような歴史的推斷は正確を期するならば、餘りに簡單に失する。例えば、Fiscal Theory の本質的な研究方法及び諸原則は、既に長い名譽ある歴史を持つて居り、また一九三〇年代より以前に、特にドイツ及び英國で、別の名稱の下で展開されて居たものだということが見逃がされてゐる。(註2)

註1、カール・マンはここでエリス編、「現代經濟學の展望」に収録されているシュミシエズの論文「聯邦豫算と財政政策」を擧げてゐる。

註2、マンは例として彼の Die Staatswirtschaft unserer Zeit (1930) を擧げる。マンはその著作で現代財政の特徵は「財政政策の經濟化」Ökonomisierung der Finanzpolitik ということだと云つてゐる。

また英國では、ビグラーの「財政學研究」第一版(一九二八年)で移轉的經費と實質的經費の區別(第三版一九四七年では移轉的經費と非移轉的經費)に於て經費の經濟的效果についで獨自の研究を示してゐるところ。

しかしまた、Fiscal Theory を批判するに當つて、この名稱を持つ諸研究の一部分だけが、同質のグループに屬するものと理解してよいのだということも見逃してはならない。この事實は英國の文獻に屢々見受けられる方法論について無關心であることと一部は關聯している。多くの Fiscal Theorists のうちには——そして彼等の間でそれが決して少くないのだが——認識對象を規定することなどは無駄なことだと思つてゐるようである。將來は一層眞摯な研究が進められて現在よりも統一性あるものに導くであろうが、とにかく現在の事情では、次に述べるような概観を興えて、暫定的な解答を興え得るだけである。

先づ Fiscal Policy を見ると、それは從來の財政政策とは異なつて、財政手段を第一に經濟政策的及び社會政策的諸目的の達成の手段とし、また財政政策を經濟政策的及び社會政策的目的に從屬させようとするのである。従つてその目的は、多くは福祉國家の目的 (Welfare Economics) と合致するが、從來のように國家活動の資金調達に限定されない。公共經費の經濟的效果はその重要性に於て公共収入の經濟的效果に劣るものではない。公債政策の問題についてはその轉換が實に著しい。

この學派の穩健な代表的學者でも長期・短期の公債を、財政政策的手段であると同じく經濟政策的手段と考へてゐる。ケインズも定義を求めようとはしないで、この一般的な意味で Fiscal Policy の對象を述べてゐる。ケインズは財政政策の任務

の二三についてしか強調していないが、財政政策は「所得のより平等な分配のための熟慮的な手段」であり、また資本設備を適當に増大させる均衡要因としての任務を認めてゐる。従つて言葉の混亂の結果として、Fiscal Policy は非財政的 (Nicht-fiscalish) な目的の達成を考へてゐるのだという逆説的な命題に到達することになる。

「Fiscal Theory」は「Fiscal Policy」の合理化にはならない。その任務は、Fiscal Policy によつて展開された諸法則を理論的に基礎づけて一の學問體系に纏め上げることである。しかし、方法論という點に於ても、またそれと關連してゐるが、認識對象を時には狭くまた時には廣く限定してゐることに於ても、不統一な状態に在る。このグループの多くの著者は、この新學說を總計の理論 (theory of aggregates) に限定すべきであるという。即ちケインズの言う意味で、國民所得・總消費・總生産・總投資・總雇用その他に對する總支出・總収入・總債務の効果を研究する。この學派に屬する他の人々は、構造的な問題、特に財政手段と相對價格と所得との關連をその研究に取り入れて、その目的を強く推し進めてゐる。この見解に從う者は、例えば租稅轉嫁理論を Fiscal Theory の一部として論究せねばならないことになる。

また Fiscal Theory と Monetary Theory との區分にも統一が缺けてゐる。インフレーションの阻止ということが完全雇用の保持ということと同様に財政政策の自明な目的である

とすれば、古い “Compartmentalization” を持續することなどを云つては居られない。經驗から見て、殆どいかなる具體的な場合にも、貨幣政策の手段と財政政策の手段とは補充し合ひ、或はむしろ交錯してゐるのである。支出額・債務額の變化が貨幣流通に少しも影響しないということは、稀にしかない前提を設けた場合だけのことである。景氣調節の計畫は、例えば「誘い水」及び「補整的支出」の方策に現れてゐるが、中央銀行の信用政策と協調して行われる場合にのみ效果的なものである。古典學派のように、經濟的過程の自働的調節を信ずる者ならば、この二の手段の一に限定する特別の理由を示さない限りは、租稅輕減の刺戟的效果を利子引下げによつて強化しようとするであろう。……Fiscal theory によつて貨幣・信用理論が重要部分を占めてゐることに異議を述べようと決意する人々は、直ぐに第二の一層に重大な限界修正の問題にぶつかることになる。——經濟動態理論の、殊に景氣變動の理論・經濟發展の理論の、廣い領域が Fiscal Theory と結合してはならないかと云う問題に當面する。これについては、結合のいくつかの形態が現れてゐる。大多數の著者は fiscal theory の説明を貨幣理論・信用理論・景氣理論の研究によつて完全なものに纏めようとしているが、時には逆の方向がとられてゐる場合もある。その例は Albert Gallord Hart, Money, Debt, and Economic Activity (1948) であつて、ハートは國債と豫算の財政的な考察は貨幣理論、銀行理論の補充として缺くべ

からざるものだと考へるのである。

いずれにしても、他の見地からすると、Fiscal Theory は古典派財政學の復活とも見做されよう。アダム・スミス及びリカードは、財政學を國民經濟學の從屬的部門に入れてしまつたが、それは僅かに一時的な成功を得たにすぎない。財政學を何とかして多少とも「自主的」な學問の位置に高めようとする財政學者の傾向は、第十九世紀を通じて様々な立場に於て現れてゐる。Fiscal theory の課題は専ら經濟學の諸概念及び諸原理を以て解決されざるを得ないとすれば、古い古典學派的な隸屬關係が再び現れてゐる。殊に「獨占」と「獨占的競争」の進歩した理論が利用されるようになってから以後は、古典學派の方法論的前提を受け容れることに對して嘗て表明された疑念もいまではなくなつてゐる。Fiscal Theory は純粹財政理論が好んで用いた數學的表現方法を利用してゐる。しかしこれらのことを比較して、Fiscal Theory は古典派財政學の考へ方とは全く異つたものだと思ひ誤つてはならない。但し、Fiscal Theory が重點を構造關係の研究から、Theory of Aggregates へ移して行く場合には、古典派及び古典派以後の體系に對する反響を表明してゐる。政治的・イデオロギ的な立場からすれば、Fiscal Theory は計畫經濟の精神的武器となつてゐる。

カール・マンは英米財政學のこの部分 (Fiscal Theory) が比較的未だ若いことが、いままでに體系的に總括したものが

僅かしかないという事實を説明していると云う。ハンセンの財政政策と景氣循環」(一九四二年)に關する魅力のある展望は、對象の取扱ひ方に於て、短期的な現象でありまた均衡を缺いてゐる(偏つてゐる)ことを特に強調しなければならぬが、それでも約十年間この書が代表的業績となつてゐる。このハンセンの書よりも完全性の多いものとして、マレン、ブラウソリの「財政の經濟學」Allen and Brownlee, *Economics of Public Finance* (1947)があり、また最もよく綜合したものはサマソンの「財政と國民所得」Somers, *Public Finance and National Income* (1949)と示されてゐる。サマソンの於ても、ハンセンの場合の如く、Fiscal Policyの景氣政策的機能が強調されているが、Fiscal Policyと貨幣・信用政策との間に存在する密接な關連が輕視されている。サマソンは四の財政手段——支出・租税・借入・債務償還に區別して、それらを consumption funds と loanable funds の吸収と放出 (absorption, release) とする二の見地で研究していることに特徴がある。他の綜合的勞作で表式的な分類を避けているものがあるが、例えばU・Kヒックスの「財政學」Ursula K. Hicks, *Public Finance* (1947)はその見方が驚くほど多様であることを示している。行政的觀察・歴史的觀察・また抽象的な理論的觀察が多彩に入り交つてゐる。またFiscal Theory と同じく租税轉嫁の分析も正當に取扱はれてゐる。しかしケインズに反して、Fiscal Theory と Monetary

Theory との間の密接な結合は再び解かれて、國債政策の基本的論究は少しも取扱はれてゐない。カアル・マンは續いて英米財政學の新しい傾向に屬する若干の著作を例示しているが、ここでは餘りに長文になるから省略する。そして結論的部分に移らう。マンは財政學のこの新しい傾向が強い反抗を受けずに確固たる地位を占めるまでになることができないことは豫想されるといふ。正統派の原則をよく辯護してゐるのはモルトンである。C. J. Moulton, *The New Philosophy of Public Debt* (1943)と示されてゐるが、Wright (Wright) が反駁してゐる (The American Economic Review 1943, p. 573—90) いずれにしても、いまFiscal Theoryの優位を云うのは未だ早きに失するかも知れない。實際の財政政策に對するその影響はあるにも拘わらず、Fiscal Theoryの廣いグループは互に批判的であり或は對立してゐる。しかし、明かに學界に於てその追隨者が絶えず増大してゐる。Fiscal Theoryの滲透は結局アカデミックな見地からも注目される。若し財政學が國家活動の資金調達 Finanzierung ということを論ずることが少く、むしろ「財政手段を以てする經濟政策」に向うならば、財政學は再び嘗て古典派の創始者が指示したと同じ地位に自から移つて行く。「自主的財政學」などという夢は終るであらう。また財政學の専門化ということ

もその價値を失うであらう。誇張に失する言であるのは明かであるが、現代の英米のFiscal Theoryの代辯者は、クレマンソンの有名なシニカルな表現を次のように形を變えて、「Fiscal Policyは餘りにも重大な問題であつて財政學の専門家だけに任せては置けない」と云おうとしてゐるのもあらうか——カアル・マンはこの章句を以て、英米財政學の新しい傾向に對する概観と批判とを終つてゐる。

アッシュヤー著

### 「地中海ヨーロッパにおける預金銀行業務の初期の歴史」

渡邊國廣

本書は、地中海に臨む諸國における預金銀行業務に關する研究の第一卷である。本書は、二部に分たれる。第一部において、著者は、個別研究に入る前提として、初期の信用貸付制度について概説してゐる。第二部は、個別研究の最初の例として、カタロニアにおける預金銀行業務の歴史を扱う。以下、この二部を、順を追つて要約してみたい。

第一部の冒頭において、著者は、銀行の本質的な機能が信用貸付の實行にあると述べ、地金の賣買・手形の發行・鑄貨の品

位を維持するための努力といつたような活動は、附隨的なものにし過ぎないと主張してゐる。預金の取扱は、預金が貸付金の基礎となるため、銀行にとつて本來的な業務の一つであつた。信用貸付が、著者によれば、地中海に臨む諸國においては、第十三世紀の初頭に盛んにおこなわれ、當時既に目新しいものではなかつたのである。ついで、著者は、初期の銀行制度の顯著な特色を明確にしようとして、銀行の設備と帳簿・預金銀行の業務・銀行間の關係・初期の手形交換制度・流通し得ない手形の意味・信用貸付の増大に對する手形の影響について解説してゐる。

次の二章は、初期における借入證書の發達と、この證書が近代的な商業手形に變化した過程とに關する研究に當てられてゐる。本書のこの部分において、著者は、主として、ルードヴィヒ・ミッターイス、ウイヘルム・エンデマン、レヴィン・ゴールドシュミット、リヒアルド・エーレンベルグ、カール・フルウント、パウエル・ヒュヅェリン等の研究に依存してゐるが、著者は、これらドイツ人學者が試みた如く、借入證書を、簡單に、證據となる書類、明瞭に書かれた契約の二つに分類することでは満足しない。著者によれば、ドイツ人學者は、發展の最終的な段階にある證書についてだけ分類を試みたのであり、これに先立つ時代の證書に關しては、何の考慮も拂つていなかったのである。しかし、著者の關心は、證書の分類にはなく、むしろ證書を運用する手續にあつた。このため、著者は、